

健康第27号
平成29年4月4日

(公社) 栃木県栄養士会長
(福) とちぎ健康福祉協会理事長
(公社) 栃木県食品衛生協会長
(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター理事長

}様

栃木県保健福祉部健康増進課長

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」
の普及について

県民の健康づくりの推進につきましては、日頃から御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月に取りまとめられた地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方検討会報告書を踏まえ、別添のとおり事業者向けに標記ガイドラインが策定され、平成29年3月30日付け健発0330第6号により、厚生労働省健康局長から通知がありましたので送付します。

本ガイドラインの普及について、会員への周知等、御協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。

健康長寿推進班
TEL 028(623)3094
FAX 028(623)3920
担当 斎藤

写

健発 0330 第 6 号
平成 29 年 3 月 30 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関する
ガイドライン」の普及について

高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、良好な栄養状態を維持する必要がある。

また、単身や高齢者のみの高齢世帯が増加する中、買い物や調理など食事の用意に援助が必要な状況も生じている。

そのような中ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、健康寿命の延伸に向けた具体的な施策として、「配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、事業者向けのガイドラインを作成し、2017 年度からそれに即した配食の普及を図る」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、今後利用の増大が見込まれる配食の選択・活用を通じて、地域高齢者等の健康支援につなげるため、平成 28 年 7 月から地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方について検討が重ねられ、平成 29 年 3 月に検討会報告書として取りまとめられたところである。この検討会報告書を踏まえ、今般、事業者向けに「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を別添のとおり策定した。

については、各地域や高齢者の特性に応じて本ガイドラインの普及を図るよう願いたい。また、都道府県におかれでは、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対する周知をお願いする。

